

最終報告書案からの修正点（案）

- ① 架空アドレス宛に送信され、法改正により規制の対象に含まれることになる迷惑メールの例として、エラーメールなどを装った迷惑メールについて追記する。

■P2：脚注3を以下のように修正。

「、その他エラーによる返信や間違いを装ったメール」を「友人を装ったメール」のうしろに追加

- ② 電気通信事業者の法的なリスクを低減する必要性について、記述をより充実させる。

■p31：第1段落の最後の括弧書きを以下のように修正。

実際には、電気通信事業者は、約款に基づき本条によらない役務提供拒否を行っているが、電気通信事業法上の責任や契約者からの賠償請求などの法的リスクがあり、これを低減する必要性が指摘されていた。

- ③ 送信者を直接認証する技術（S/MIME等）について記述を追加する。

■p36：送信ドメイン認証技術のイメージ図の下に下記を追加。

送信ドメイン認証以外にも、信頼できる機関において公開されている送信者に関する証明書によって送信者個人の電子署名を検証し、受信側において信頼できる送信者であることを判定できる技術（S/MIME等）も効果があると考えられる。